

# らびうプラス

## いまから 遺言

40～50代の働き盛りが、遺言に強い関心を寄せている。相続すべき子どもがいない世帯の増加や相続トラブルの多発によって、死後の不安が高まっていることが背景にある。遺言書に託す最後の「願い」には、その人の価値観や人間関係が投影されている。

「遺言は、自分や家族が安心して生きていくためのもの」。4月25日、愛知県東海市での遺言セミナー。講師である行政書士、佐山和弘さん(43)の言葉に、50以上の参加者が大きくうなずいた。

白衣に聴診器を下げた医師にふんし、相続トラブルを病気にたとえる。「それを予防するのが遺言です」と説明すると笑いが起った。友人と来ていた50代女性「遺言は暗いイメージだったけど興味をわいた」と話す。

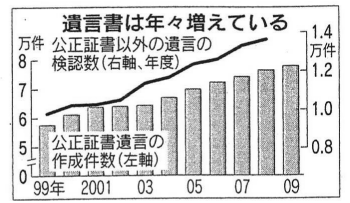
**10年で35%増**  
遺言書を作る人が増えている。日本公証人連合会(東京都千代田区)によると、2009年に公証役場で作られた公正証書遺言は約7万8千件で、10年前に比べて35%増加した。家庭裁判所が検認した自筆の遺言書は年間1万3千件を超え、

10年前の1.4倍だ。高齢化という社会変化に加え、数字を押し上げているのが40～50代だ。

「ここ数年、相続相談を請け負う夢相続(東京都中央区)には、この世代からの相談が増えている。同社が支援した人の遺言書作成時

### 妻へ確実に残す／がん研究に寄付

# 働き盛り「願い」を託す



- 遺言書、こんなこともできる**
- ・15歳から書ける
  - ・何度でも書き直せる
  - ・葬儀や告別式のやり方を決める
  - ・墓や仏壇などを継承する人を指定する
  - ・未成年の子の後見人を指定する
  - ・内容を実行する遺言執行者を指定する
  - ・5年以内に限って遺産分割を禁止する
  - ・財産を遺贈し、ペットの世話を頼む

遺言には大きく分けて「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類がある。自筆証書遺言は費用がほとんどかからない。自筆書き、署名・押印し保管するため、内容を秘密にできるが、注意書きも多い。必ず自筆でワープロ打ちは不可。日付は正確に書き、数字には「一〇」などの漢数字を使って改ざんを防ぐ。厳重に管

**改ざん防止に漢数字**

理して紛失に気を付ける。配偶者や信頼できる人に存在を知らせておくことも大切だ。公正証書遺言は、遺言の内容を考えておき、公証役場で口述で公証人に伝え、公証人が書く。遺言は原本を役場が保管し証拠能力が高い。立会人が2人以上必要で遺産額などに応じて数万円程度の費用がかかる。

いう項目でメッセージを記すことができる。家族に不安を残すことなく他界した父を見て、Aさん方も一つの事態に備え、09年に公正証書遺言を作成した。「悲しまないで自分の人生を歩んでほしい」と息子たちへメッセージを加えた。完成まで2週間を要し、費用は専門家への相談料も含めて15万円はどかかった。今

**早めの備え安心手に**

や単身者の増加だ。子どもがいないケースではなくなった人の親または兄弟も相続人となるため、「遺言書で意思をはっきり示す必要がある」と司法書士の大橋恵子さんは言う。

法定相続では単身者が亡くなった場合遺産は親、親がいなければ兄弟のものになる。子どもがいない夫婦のどちらかが亡くなった

場合は配偶者と親に、親がいなければ故人の兄弟のものになる。さらに兄弟も亡くなっている場合には、おれ、めいに相続権がある。配偶者に多くを相続させたい、恋人に残したい、といった願いは、遺言書があつてこそ実現する。

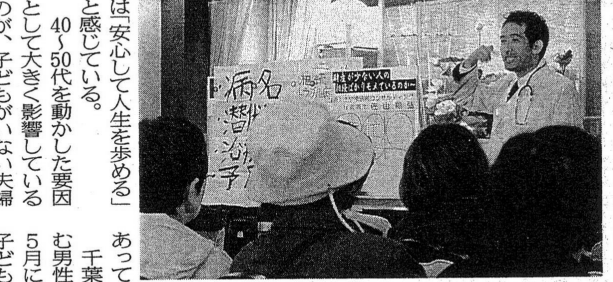
千葉県柏市で自営業を営む男性Bさん(57)は09年5月に遺言書を作成した。子どもがいないため「死後、

「家族や友人とのつながりを再確認し、自分の健康にも気を配るようになった」と笹山さん。遺言が、心の変化をもたらした。

の年齢は70代が約4割と最も多いのに対し、60歳未満は2割弱いる。相続問題がクローズアップされて「残された家族を守る」という遺言の重要性が浸透してきた」と夢相続の曾根恵子社長は語る。

東京都内の女性会社員Aさん(47)は父の病死をきっかけに遺言の大切さを知った。父は07年から闘病生活に入り、遺言書を作成して1年後に亡くなった。相続問題をきちんと整理し、妻である母への感謝の言葉も記した。

遺言者の最終の意思を表す遺言書には、財産を誰にどれだけ残すかと言った内容に加え、「付言事項」と



遺言セミナーでは40～50代の参加者が目立ってきた(4月25日、愛知県東海市)

人間関係見直す  
遺言は人生や人間関係を見つめ直すことにもつながる。

東京都内の弁護士、笹山尚人さん(39)は29歳で初めて自筆遺言書を作った。当時は事実婚で妻への相続分を法的に示す必要があつたためだ。その後婚姻を出して子どもを授かった。ライフステージが変わるたびに、4回書き直している。かつて亡くなった友人から共通の趣味である音楽CDを相続した経験がある。「彼を思い出させてくれるかけがえのないもの」。笹山さんも千枚のCDを別の友人に残す、と遺言書に記している。